

教育の質の向上に向けた、働き方改革、処遇の改善、
学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

初等中等教育局財務課長 村尾崇

令和5年5月26日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校における働き方改革等について ……2
2. 小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の
教科担任制の推進について ……18
3. 令和5年度文部科学省予算について
(初等中等教育局関係) ……29

1. 学校における働き方改革等について

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外勤務については、小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

▶ 平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」をとりまとめ。
- 文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 給特法の改正

- 【改正内容】（令和元年12月公布、①は令和2年4月1日施行、②は令和3年4月1日施行）
- ①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「指針」への格上げ
〈指針における上限時間〉（1）1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
（2）1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等
 - ②休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に
- 【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月3日）（抜粋）
- 十二 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため、
 - ①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための教職員定数の改善
 - ②教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実
 - ③部活動の見直し
 - ④教員免許更新制の発展的解消
 - ⑤校務のデジタル化等の学校DXの推進
 - ⑥好事例の展開など、様々な取組を総合的に推進。
- 各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあいまって、国の取組と一体的に推進。

令和4（2022）年度教員勤務実態調査

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 令和5年4月28日に速報値を公表。
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等を検討。

▶ 令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

- 教師の勤務実態に関する調査を令和4年度に実施し、令和5年4月28日に速報値を公表。
- 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

調査対象 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

【8月期】（小・中各400校、高等学校100校） 8月1日（月）～8月7日（日）、8月8日（月）～8月14日（日）
8月15日（月）～8月21日（日）、8月22日（月）～8月28日（日）

【10月期】（小・中各400校、高等学校100校） 10月3日（月）～10月9日（日）、又は10月17日（月）～10月23日（日）
又は10月24日（月）～10月30日（日）

【11月期】（小・中各400校、高等学校100校） 11月7日（月）～11月13日（日）、又は11月14日（月）～11月20日（日）
（予備週：11月28日（月）～12月4日（日））

教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】 ～10・11月の業務内容別の在校等時間（1日当たり）～

- 平日については、主に、「授業(主担当)」、「朝の業務」、「学習指導の時間」(小学校)が増加し、「学校行事」、「成績処理」(小学校)、「学校経営」(小学校)、「学年・学級経営」(中学校)、「生徒指導(集団)」(中学校)の時間が減少している。
- 土日については、主に、「学校行事」、「部活動・クラブ活動」(中学校)の時間が減少している。

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:35	0:41	+0:06	0:37	0:44	+0:07
授業（主担当）	4:06	4:13	+0:07	3:05	3:16	+0:11
授業（補助）	0:19	0:20	+0:01	0:21	0:23	+0:02
授業準備	1:17	1:16	-0:01	1:26	1:23	-0:03
学習指導	0:15	0:21	+0:06	0:09	0:13	+0:04
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
うち、生徒指導（集団1）	—	0:56	—	—	0:49	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:02	—	—	0:05	—
生徒指導（個別）	0:05	0:04	-0:01	0:18	0:14	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:03	-0:04	0:41	0:37	-0:04
児童会・生徒会指導	0:03	0:02	-0:01	0:06	0:05	-0:01
学校行事	0:26	0:15	-0:11	0:27	0:15	-0:12
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	-0:01	0:19	0:18	-0:01
個別の打ち合わせ	0:04	0:05	+0:01	0:06	0:06	±0:00
事務（調査への回答）	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:04	+0:03
事務（学納金関連）	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務（その他）	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:09	-0:04	0:06	0:04	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	-0:01	0:10	0:09	-0:01
地域対応	0:01	0:00	-0:01	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	-0:01	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03
会議	0:05	0:03	-0:02	0:07	0:05	-0:02
その他の校務	0:11	0:08	-0:03	0:10	0:09	-0:01

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
授業（主担当）	0:07	0:02	-0:05	0:03	0:01	-0:02
授業（補助）	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
授業準備	0:13	0:10	-0:03	0:13	0:11	-0:02
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
成績処理	0:05	0:04	-0:01	0:13	0:12	-0:01
生徒指導（集団）	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
うち、生徒指導（集団1）	—	0:00	—	—	0:00	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:00	—	—	0:00	—
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:01	-0:03	2:09	1:29	-0:40
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:04	-0:05	0:11	0:03	-0:08
学年・学級経営	0:03	0:01	-0:02	0:04	0:02	-0:02
学校経営	0:03	0:02	-0:01	0:03	0:02	-0:01
職員会議・学年会などの会議	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別の打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（調査への回答）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（学納金関連）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（その他）	0:02	0:02	±0:00	0:02	0:03	+0:01
校内研修	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:00	-0:03	0:03	0:00	-0:03
地域対応	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
会議	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
その他の校務	0:01	0:00	-0:01	0:04	0:02	-0:02

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
 ※平成28年度比で5分以上増減のあるものについて枠囲いをしている。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～長期休業中（8月）の勤務状況～

- 長期休業中(8月)の平日(20日)のうち、所定の勤務時間を勤務した日数は、小学校 5.6日、中学校 8.4日。
- 長期休業中(8月)の勤務日に係る在校等時間は、10・11月と比べて短い。

教諭の夏季休業期間における勤務の状況（平日）

○ 小学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	1.8	2.5	0.7	5.0
2週目	0.5	4.3	0.2	5.0
3週目	0.8	3.8	0.4	5.0
4週目	2.5	1.9	0.7	5.0
計	5.6	12.5	2.0	20.0

○ 中学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	2.8	1.2	1.0	5.0
2週目	0.9	3.7	0.4	5.0
3週目	1.6	2.8	0.6	5.0
4週目	3.1	1.0	0.9	5.0
計	8.4	8.7	2.9	20.0

※上記平日には、2週目の「国民の祝日(山の日)」を含む。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※「年休等」は、「年休(終日)」及び「週休日・休日」の計。

職種別 夏季休業期間における教師の1日当たりの在校等時間

(時間：分)

平日(勤務日)			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	8:25	8:29	9:04
副校長・教頭	9:15	9:19	9:35
教諭	8:04	8:26	8:44

(時間：分)

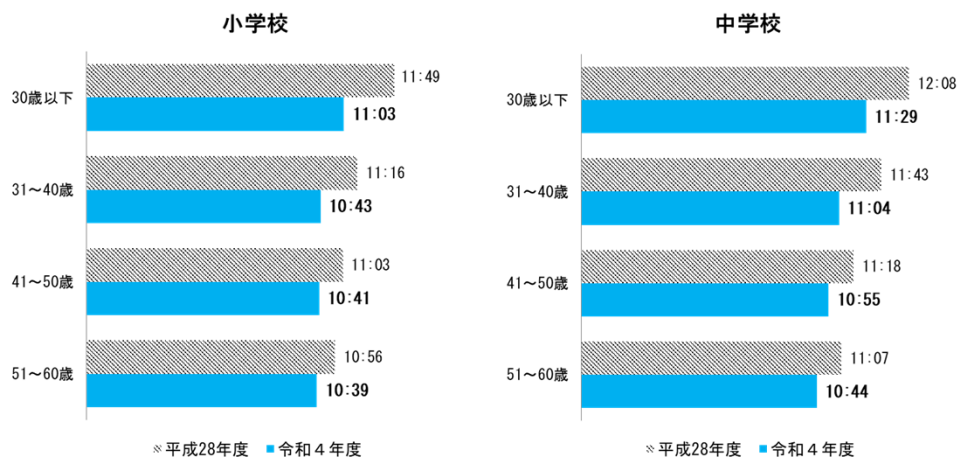
土日			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	0:15	0:36	0:47
副校長・教頭	0:19	0:35	0:52
教諭	0:06	0:59	1:12

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～その他の勤務の状況～

- ① 「教諭」の平日の在校等時間は、小学校・中学校共に、特に40歳以下の減少幅が大きい。
- ② 小学校・中学校共に有給休暇の取得日数が増加している。
- ③ 部活動顧問の週当たりの活動日数は減少している。
- ④ ほぼ全ての小学校・中学校で、学習評価や成績処理について、ICTを活用した負担軽減に関する取組が実施されている。

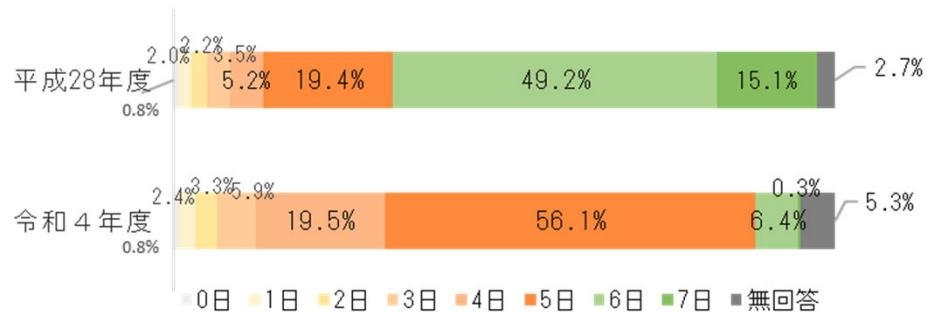
①年齢階層別 教諭の1日当たりの在校等時間(10・11月の平日 時間:分)



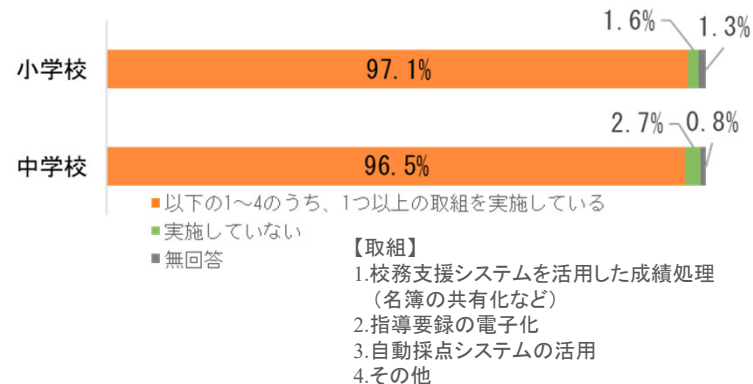
②教師の有給休暇取得日数(年間・平均)



③部活動顧問の週当たり活動日数(中学校)



④ICTを活用した負担軽減



質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する論点整理

【概要】

令和5年4月13日 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上等に向けた環境の在り方等に関する調査研究会

1. 基本的な考え方

- 子供たちの多様化、教育DX、少子化等の変化を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが重要。新たな教育の実装を担う教師には、教師不足も指摘される中、質の高い人材を確保することが不可欠であり、教職の魅力向上を図る必要。
- 本年春に速報値公表が予定される令和4年度教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、教師の処遇改善や勤務制度、更なる学校における働き方改革、学校の指導・運営体制の充実の在り方等を一体的・総合的に検討する必要。その際、国、都道府県、市町村、各学校それぞれが役割を果たすことが重要。
- 速報値公表等の後の円滑な検討に資するため、論点を整理。

2. 論点

(1) 教員給与等の在り方について

- 給与・勤務制度・教職員定数等に係る仕組みは相互に密接な関連を有することから、給与のみならず、勤務制度や更なる学校における働き方改革、教職員定数・支援スタッフなどに関して一体的・総合的に検討する必要。
- 教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、時間外勤務手当の支給に代えて、一律給料月額
の4%を支給する現行の教職調整額の在り方についてどう考えるか。併せて、超勤4項目の在り方についてどう考えるか。

【留意すべき観点】

- ・教育が、特に教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことなどの教師の職務の特殊性
- ・教師の職務は勤務時間の内外に切り分けることができる性質のものか
- ・仮に、時間外勤務手当を支給することとした場合、個別具体的職務について学校管理職が時間外勤務として承認することが実務上できるのか、また、各学校ごとにいわゆる「36協定」の締結を要することとなれば、学校管理職の大きな負担となり得ること
- ・仮に、時間外勤務手当を支給することとした場合、県費負担教職員制度の中で、市町村教委に時間外勤務を削減するインセンティブが機能しなかったり、市町村教委の時間外勤務の考え方の差異により給与面での差が生じる可能性があること
- ・勤務時間内に効率良く職務を終える教師が相当数存在する等、教育の成果は勤務時間の長さのみに基づくものではないこと
- ・給特法制定時と比較した場合、教師に求められる仕事の内容も変化しており、給特法制定当時の想定を大きく超える時間外在校等時間の実態が明らかになっていること

- 現在の教師の職務や勤務の実態を踏まえて、新たな手当を創設するなど、教師の意欲や能力の向上に資する給与制度を構築し、給与のメリハリを強化することについてどう考えるか。

【留意すべき観点】

- ・教師の職務や勤務の実態の具体例として、学級担任、研修主事、情報教育担当主任、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、教育相談担当主任、防災担当主任といった様々な職務があること
- ・既存の主任の処遇の在り方
- ・多様な教職員集団をマネジメントする学校管理職に関し、管理職手当を含めた処遇の在り方 など

- 私立・国立学校と公立学校が担う役割にはどのような差異があるのか。また、差異を踏まえ、非公務員である私立・国立学校の教師と、公務員である公立学校の教師の職務や給与の在り方をどう考えるか。
- 諸外国においても、時間外勤務を時間により測定し、追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではなく、教師の職務の特殊性等を踏まえた仕組みが構築されていることについてどう考えるか。

質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する論点整理

【概要】

(2) 教師の勤務制度の在り方について

令和5年4月13日 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上等に向けた環境の在り方等に関する調査研究会

- 処遇の在り方の検討に当たっては、教師が健康及び福祉を確保しつつ、柔軟かつ効率的に勤務できるよう、勤務制度を見直すことも検討すべきではないか。その際、公立学校の教師は、職務の特殊性等と、地方公務員であることの双方を踏まえた見直しとなるよう、労働基準法との関係も含め、留意が必要ではないか。
- 具体的には以下についてどう考えるか。
 - ① 「休日のまとめ取り」のための 1年単位の变形労働時間制について運用の見直しを図ること
 - ② 勤務間インターバル制度や時間外勤務の割増賃金分に 有給休暇を与えることができる制度に関し、公立学校の教師についての健康確保の観点からの対応
 - ③ 教師の兼職兼業の円滑な運用を含め、教師に 多様な人材を取り込みやすい仕組みの在り方 など

(3) 更なる学校の働き方改革の推進について

- 以下についてどう考えるか。
 - ① いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる役割分担・適正化を推進する観点からの、教師が担う業務の内容や量も含めた在り方
 - ② 上限指針の内容に関し、上限時間の遵守や休憩時間の確保など服務監督権者・校長等が講ずべき措置について、実効性を高める仕組みの在り方
 - ③ 各教育委員会における学校の働き方改革や業務改善に係る計画の策定や公表、その取組状況等を「見える化」するための 枠組みの在り方 など

(4) 学級編制や教職員配置の在り方等について

- 地域や学校の実情を踏まえつつ、持続可能な指導体制を構築できるよう、例えば、市町村で一層柔軟に学級編制ができる仕組みとすることや、複数の小規模な学校が共同して効果的・効率的に教育を実施できる場合に特例的な教職員配置を可能とする仕組みとすることなど、柔軟な仕組みに見直すことについてどう考えるか。
- 柔軟な教育課程の編成・実施を可能とすることに加え、教師の業務の質の向上にも資するよう、標準授業時数の取扱いも含めた教育課程や学習指導の在り方を見直すことについてどう考えるか。
- 35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくことについてどう考えるか。併せて以下についてどう考えるか。
 - ① 小学校高学年における教科担任制についての更なる取組の充実の在り方
 - ② 組織的・機動的マネジメント体制を構築するための 主幹教諭や指導教諭、事務職員の配置の在り方
 - ③ 多様化・複雑化する課題に対応するための 養護教諭や栄養教諭の配置の在り方
 - ④ 不登校や 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加に対応できる指導体制の在り方

(5) 支援スタッフ配置の在り方等について

- 教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員等の 支援スタッフについて、更なる充実を図ることについてどう考えるか。特に負担が重いとされる副校長・教頭を支援するスタッフを配置することについてどう考えるか。
- 支援スタッフに関し、学校の実情に応じ、職種を超えて 地方公共団体が柔軟に配置できるようにすることについてどう考えるか。併せて、標準的な配置の考え方を示すことについてどう考えるか。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (令和5年5月22日中央教育審議会諮問)【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0の時代**」、先行き不透明・予測困難な「**VUCA**」の時代の到来
- 2050年には、**生産年齢人口が現在の約3/4に減少**、過去10年間で公立小中学校の**児童生徒数が約1割減少**
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、**子供の抱える困難の多様化・複雑化**
- GIGAスクール構想による**1人1台端末環境の実現**、**教育DXの推進**によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

平成28年度実施の前回調査との比較では、**教師の時間外勤務の状況は一定程度改善**。一方、依然として**長時間勤務の教師が多い実態**も明らかに。

全国的に**教師不足が指摘**されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する**教師に質の高い人材を確保することが必須**であり、**抜本的に教職の魅力を上向きさせることが喫緊の課題**



- ・教師に係る勤務制度を含めた**一層実効性ある働き方改革の推進**
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む**処遇の改善**
- ・学校の**指導・運営体制の充実**

一体的・総合的な推進が不可欠

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる**役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務の在り方**
- ・「**上限指針**」の**実効性を高めることができる仕組み**の在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の**取組状況等を「見える化」するための枠組み**の在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、**長時間の時間外勤務を抑制するための仕組み**の在り方 等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額4%を支給することとしている**教職調整額及び超勤4項目**の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど**職務の特殊性に対する考え方**
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた**時間外勤務手当の支給に対する考え方**
- ・教師の意欲や能力の向上に資する**給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリ**の在り方 等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より**柔軟な学級編制や教職員配置**の在り方
- ・**子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施**の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、**中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための**小学校高学年における教科担任制**の在り方
- ・教員業務支援員等の**支援スタッフの配置**の在り方 等

学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

- **勤務に係る制度（給特法）改正**（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）
 - ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
 - ② 休日の「**まとめ取り**」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に
- **学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進**
 （文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）
 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

< 上限時間 > ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

<p>少人数学級の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備 	<p>小学校高学年における教科担任制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進 	<p>支援スタッフの配置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置） 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置） 	<p>部活動の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けて、令和3年度から実践研究を実施し、事例集等を通じてその成果を全国展開 ガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
<p>教員免許更新制の発展的解消等</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施 	<p>ICT環境の整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備 ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開 校務の情報化に関する専門家会議での議論を取りまとめ、R5.3に同会議の提言を公表 次世代の校務デジタル化に係る実証事業を推進 	<p>学校向け調査の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。 ※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件） 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定 	<p>全国学力・学習状況調査のCBT化</p> <ul style="list-style-type: none"> CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

- **自治体や学校における改革サイクルの確立**
 - 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
 - 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2、R5.3）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2、R5.3）等）

● **勤務時間の客観的な把握の徹底**

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合（R4.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	93.3%

● **各取組の推進**

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

- **スクラップ&ビルドを原則とした施策推進**
- **学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進**

● **業務の見直し・削減**

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● **地域・保護者等との連携**

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

令和4年度の時間外在校等時間の状況【教諭】

（令和4年度勤務実態調査を踏まえた年間を通じた推計）
 小学校：月約41時間、中学校：月約58時間



令和4年度教員勤務実態調査の速報値を踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等に関し、学識経験者からなる研究会において報告とりまとめに向けた分析を進めるとともに、中央教育審議会に諮問し（令和5年5月）、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討

令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）

令和4年12月23日公表

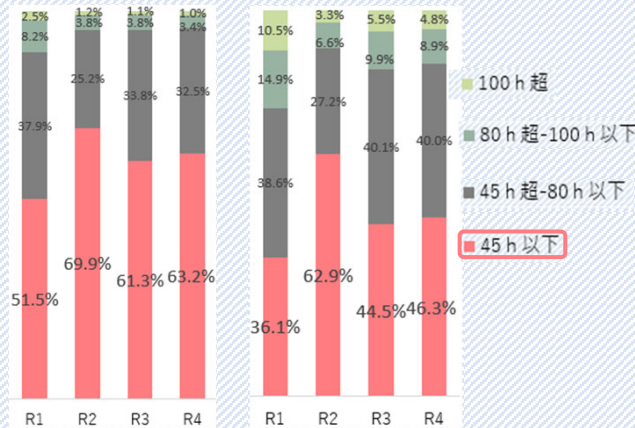


目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する
 対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等

教職員の勤務実態

- 4月～7月の在校等時間等の状況
 - 「時間外勤務月45時間以下の割合」は、**令和元年度と比較して改善**。
 （小学校：11.7%増加、中学校：10.2%増加）
 - 一方、**依然として長時間勤務の教職員も多い**状況。
- ICカードやタイムカード等による客観的な勤務実態の把握状況
 - 都道府県100%、政令市100%、市区町村93%において客観的な方法で勤務実態を把握。
 - 未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。

＜時間外勤務時間の割合（※1）（4月～7月の平均）＞
 令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施
 (小学校) (中学校)



※1 回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

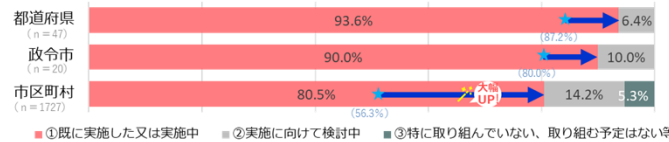
改正給特法を踏まえた対応

- 上限指針（※2）に係る条例・規則等の整備状況及び1年単位の变形労働時間制導入に係る条例等の整備状況
 - 上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済**。
 - 選択的に活用できる**1年単位の变形労働時間制**導入に関する条例等の整備は**都道府県の約1/4で整備済**。

※2 所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針
 ① 1カ月の時間外在校等時間について、45時間以内
 ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

具体的な取組の実施状況

- 役割分担・適正化のための「3分類」（※3）に即した取組や関連する取組の**全ての項目で実施状況が改善**。
- 特に、学校と保護者等間における**連絡手段のデジタル化**については、**都道府県・政令市において90%以上、市区町村は、昨年度から大きく伸び、80%以上で実施**。（R3：56.3% → R4：80.5%）
- 地域住民や保護者等、**学校以外の主体の協力を得る必要のある取組等の実施率は依然として課題**があり、**一層実施を促進することが必要**。



①既に実施した又は実施中 ②実施に向けて検討中 ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）

※その業務の内容及び、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。
 ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。

※3 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」

今後の取組

- ✓ **教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進**等、学校における働き方改革に係る取組を**総合的かつ着実に実施**。
- ✓ 学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の取組が一層積極的に進むよう、**教員業務支援員の補助金交付の際に取組状況を勘案**すること等を通じ、**各教育委員会における更なる取組を促進**。
- ✓ 令和5年度より、学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援**を実施予定。これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について全国展開。
- ✓ **本年度実施の勤務実態調査**において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、**教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討**。

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月中教審答申）

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。（下表の通り）
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 答申において、文部科学省が取り組むべき方策として示された、メッセージの発出や市区町村別の業務改善状況の公表、事例の収集・横展開、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備（様々な支援スタッフの配置等）等に積極的に取り組むとともに、通知や説明会等の機会を通じて、教育委員会等に対して取組を促している。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)

令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (令和4年1月28日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局長通知)【概要】

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として取り組むべき事項等について通知**するもの。

※本調査に関連した通知の発出は初めての対応

各自治体別に公表されている**調査結果**や他の自治体の**取組状況の分析**等により、各教育委員会において、**十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用**

①勤務時間管理の徹底等について

- 指針^(※)を踏まえた**在校等時間の適切な管理**の徹底
- 地方公共団体の**条例や規則への上限方針の可及的速やかな反映**
- 未対応の一部市区町村におけるICTの活用やタイムカード等による**客観的な在校等時間の把握**の徹底

※上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

等

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進**
- **定量的な独自の目標等の設定、働き方改革に係る取組の検証・改善・公表の促進**
- **働き方改革又は業務改善に関する業務改善方針や計画等の策定の促進**

等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「**3分類**」^(※)に係る**取組の積極的な実施の促進**
- **業務の「3分類」への仕分けと学校・教師以外の者への積極的な移行の促進**
- 「**全国の学校における働き方改革事例集**」の活用
- **支援スタッフの活用に応じた学校の管理職のマネジメント**等の促進

等

※学校・教師が担う業務に係る「3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

④学校行事の精選や見直し等について

- 教育活動としての意義を踏まえつつ、
 - ・ 学校行事の種類^(※)ごとに、**行事及びその内容を重点化**
 - ・ 各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど**精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施**
- **新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進**
- **地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討**

等

※儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事

⑤ICTを活用した校務効率化について

- **教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**
- **取組事例に関する動画等の積極的な活用**

等

⑥教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について

- **教員業務支援員の一層の配置促進**
- **消毒作業等に止まらない多様な業務への従事による効果的・効率的な活用の促進**
- **調査結果を勘案した教員業務支援員に係る補助金の配分**
- **取組事例に関する動画等の積極的な活用**

等

⑦部活動について

- **部活動指導員の一層の配置促進**
- **部活動指導員による単独指導、単独引率、顧問発令の促進**
- **調査結果を勘案した部活動指導員に係る補助金の配分**
- **地域部活動に係る兼職・兼業への対応**

令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(令和4年局長通知)」の補足事項について(令和5年2月3日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知)【概要】

本通知の位置付け

令和4年12月23日に公表した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**令和4年局長通知の内容を補足**するもの。

働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は**全体として改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教師も多く、また、自治体・学校間の取組状況に差が見られ、更に取組を加速する必要がある。**

①勤務時間管理の徹底等について

- 学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下、「**上限方針**」という。)等を地方公共団体の**条例や規則等へ可及的速やかに反映**(※1)(遅くとも令和5年度中)
- ※1 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、従来から前提としている客観的な在校等時間の実施に加え、上限方針の規則等への反映も前提とする
- 所管に属する学校全ての教育職員の**在校等時間**(※2)の**把握の徹底**
- ※2 在校時間(休日・週休日を含む)を基本とし、下記(1)及び(2)を加え、(3)及び(4)を除いた時間
- (1) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として**服務監督教育委員会が外形的に把握する時間**
- (2) 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間
- (3) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (4) 休憩時間
- ICTの活用やタイムカード等による**在校等時間の客観的な把握が未実施の教育委員会に対する実施の徹底**(遅くとも令和5年度中)

等

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **保護者や地域住民等の理解・協力**を得ながら働き方改革に係る取組を促進するため、ホームページ等における**働き方改革に係る取組状況の原則公表**(※3)
- ※3 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、配置する学校の設置者である各教育委員会のホームページ等において、働き方改革に係る取組状況の公表も前提とする

等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(※4)のうち、**保護者や地域住民等の理解・協力**を得る必要のある取組の**学校運営協議会等における議題化の促進**
- 学校徴収金の取り扱いについて、事務職員が一括して管理する等の**教師が関与することがない仕組みの構築**

等

※4 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

④ICTを活用した校務効率化について

- 多くの自治体で導入が進む**教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**において、「緊急時等における学校からの一斉連絡」、「保護者向けアンケート」に比べて実施の少ない「**欠席・遅刻連絡**」及び「**学校からの日常的なお便りのデジタル化の推進**」

15等

補習等のための指導員等派遣事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

91億円
84億円)



文部科学省



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

予算額： 55億円（45億円）
人数： 12,950人（10,650人）

想定人材

実施主体

負担割合

地域の人材
(卒業生の保護者など)

都道府県・指定都市

国1/3
都道府県・指定都市2/3

活用
イメージ
(例)

学習プリントや家庭への
配布文書等の各種資料の
印刷、配布準備

採点業務の補助や
来客・電話対応

学校行事や式典等の
準備補助

データの入力・集計や
各種資料の整理

子供の健康観察の
とりまとめや消毒作業

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 家庭の経済状況等に関わらず、基礎学力の定着を放課後等にサポート
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施

学校生活適応への支援

- 不登校児童生徒への支援
- いじめへの対応

教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

予算額： 36億円（39億円）
人数： 11,000人（11,000人）

想定人材

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

※令和4年度「学習指導員等の配置」（学力向上を目的とした学校教育活動支援）において実施していた教員業務支援に係る補助については、「教員業務支援員の配置」で実施

「全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）」



「全国の学校における働き方改革事例集」を令和5年3月に改訂。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に加え、新たに「事務職員による働き方改革」に焦点を当てた特集を掲載。実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も引き続き紹介。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例に加え、自校の取組を体系的に把握し、更なる取組の検討や振り返りに活用できる「働き方改革チェックシート」を新たに掲載。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介するとともに、「学校・保護者等間の連絡手段のデジタル化 導入のポイント」を追加。

■ Part1 学校レポート

私たちの働き方改革

<ドキュメンタリー映像> <特集ページ>

ゼロから始める！
ICTを活用した
校務効率化

見えます！
教員業務支援員が
活躍している学校のヒミツ

【小学校編】 【中学校編】

■ Part2 事例で知る

業務改善の具体的方法

<働き方改革チェックシート>

読み込むと、Excelのダウンロードが始まります

■ Part3 明日からできる

グループウェア活用法

<学校・保護者等間の連絡手段のデジタル化 導入のポイント>

※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

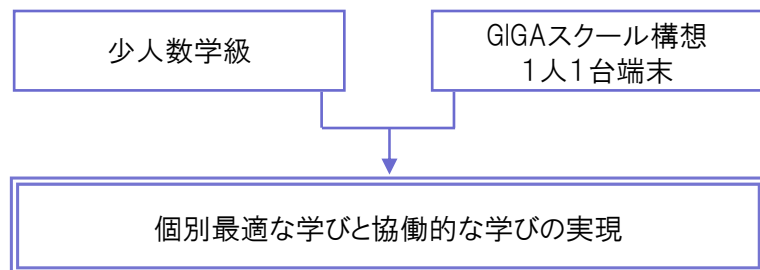


2. 小学校における35人学級の計画的な整備と 高学年の教科担任制の推進について

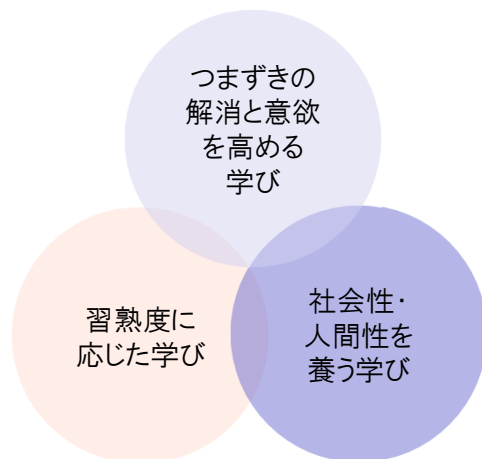
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現

- ・ 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立



「新しい生活様式」を踏まえつつ、特別な支援が必要な子供を含め、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す教育への転換が必要

個別最適な学び

子供の反応、理解度に応じた指導
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

両輪として
教育の質の向上

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
 - ・ デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
 - ・ 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数学級で）、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

学習指導の充実

	これまでの環境	学びの深化	1人1台端末と少人数学級の環境	学びの転換	
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味・関心・意欲を高める 		1人1台 少人数 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる ✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に 		つまずきを解消し、意欲を高める学習
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難） 		1人1台 少人数 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる ✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される ✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別（補充的・発展的）指導がしやすくなる 		習熟度に応じた学習
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は聞き役に回りがち） 		1人1台 少人数 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる ✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる ✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなる 		社会性・人間性を養う学習

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携

新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）

学習指導の充実

《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握



- ①個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
- ②データに基づく最適な教材の提供等により、一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施

《教育的ニーズに応じた指導の充実》

□ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

□ 不登校・病氣療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実

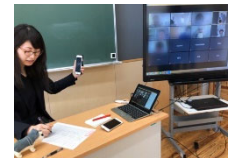


- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学习を充実

《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して
大人数の状況把握は困難



生徒指導の充実、保護者との連携強化

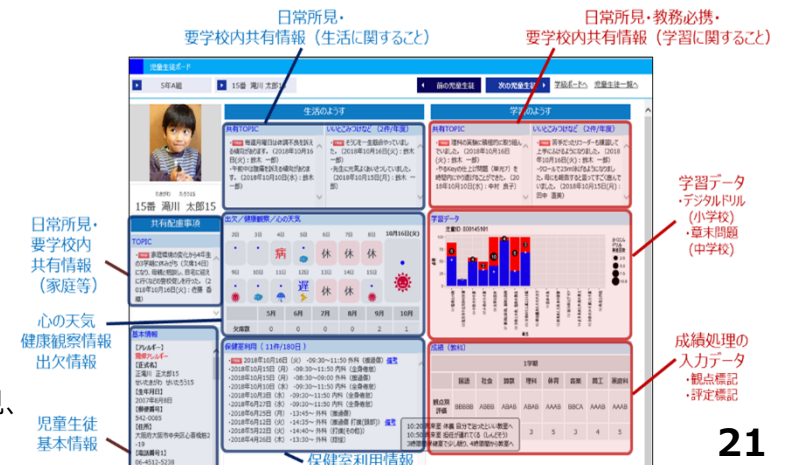
- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※SC・SSW、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

《取組例》 大阪市・児童生徒ボード

- 教員が児童生徒の状況を多面的に確認
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第14号)(令和3年3月31日公布、同年4月1日施行)(抜粋)

附則第三条

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、**学級規模及び教職員の配置の適正化を図ること**に加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、**学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行う**とともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

同法 附帯決議（令和3年3月17日 衆・文部科学委員会、3月30日 参・文教科学委員会）【抜粋】

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める**教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

小学校等における教科等の担任制の実施状況【令和4年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動 ・外国語
第1学年	1.6% (1.1%)	11.5% (6.6%)		2.9% (1.5%)	1.6% (0.8%)		17.4% (12.2%)	7.1% (4.3%)		10.6% (6.1%)	
第2学年	2.7% (2.3%)	20.8% (13.5%)		4.0% (2.5%)	3.3% (1.6%)		27.2% (20.7%)	13.0% (9.8%)		13.3% (7.4%)	
第3学年	2.5% (2.4%)	32.1% (26.8%)	11.1% (6.0%)	7.1% (5.1%)		37.5% (21.6%)	45.0% (40.6%)	21.3% (16.8%)		13.6% (7.7%)	32.3% (11.3%)
第4学年	3.5% (2.5%)	33.6% (29.7%)	14.5% (7.4%)	8.7% (5.9%)		49.4% (32.3%)	50.7% (47.8%)	23.8% (20.4%)		17.6% (8.4%)	34.8% (12.0%)
第5学年	8.1% (3.4%)	30.5% (26.6%)	23.5% (14.5%)	15.6% (7.3%)		62.1% (45.1%)	58.4% (54.0%)	25.5% (20.4%)	40.1% (33.9%)	22.4% (9.9%)	47.8% (18.3%)
第6学年	7.9% (3.5%)	30.1% (26.8%)	23.8% (15.5%)	15.9% (7.2%)		65.4% (47.8%)	59.6% (55.6%)	25.2% (21.0%)	41.9% (35.7%)	21.7% (10.5%)	48.9% (19.3%)

※母数は調査対象である全小学校等の数であり、()については平成30年度調査の数値。

- *1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- *2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。
 - ・教員の得意分野を生かして実施するもの。
(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。
 - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。
(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
 - ・非常勤講師が実施するもの。
(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。
- *3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- *4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典: 令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。



令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。
その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
 - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）**などに係る分析も実施。
 - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
 - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

調査手法

- 【学力】
地方自治体独自の学力調査結果を活用
- 【社会情動的スキルや教員関係】
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

[実施スケジュール]

R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ		最終とりまとめ

注) 外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

学びの環境整備に関する政府方針（令和4年度）

経済財政運営の改革と基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一体的改革(注)を、家庭環境、学習環境の格差防止や個人情報保護、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、教師不足解消に留意しながら、総合的に推進する。発達段階も踏まえつつ、同一の年齢・内容・教材等の前提に過度にとらわれず、全ての学校段階において、探究・STEAM・起業家教育等の抜本強化を図る。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

(注) GIGAスクール運営支援センターの整備、デジタル教科書の普及促進や民間教育が生み出したEdTechの活用の促進、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進、外部人材の柔軟な確保・活用を含む教師が安心して本務に集中できる環境づくりや研修高度化を含む教師の資質向上等。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進 (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

③ 教育のICT環境の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・35人学級についての小学校における計画的な整備やその効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築するとともに、小学校高学年における教科担任制の段階的な整備やICTによる校務改善、学校行事の精選や見直し、多様な支援スタッフの充実等により学校の働き方改革を進める。

小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
 - また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあいまって、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要。
 - さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。
- ➡ これらを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入する必要。

有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当。
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

令和5年度予算において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な950人の加配定数の改善を計上。令和4年度から4年程度をかけて段階的に取組を推進し、定数改善の総数は3,800人程度を見込む。

従前の指導体制		令和4年度～令和7年度	
中学校	教科担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：18.0コマ) (※3)	中学校	教科担任制
小学校	高学年 専科指導 (※4) 音楽55.6% (6年) 家庭35.7% (6年) 図工21.0% (6年)	小学校	高学年 学級担任制 × 教科担任制
	中学年 学級担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：24.6コマ) (※3)	小学校	中学年 学級担任制
	低学年 ※3 (出典) 令和元年度 学校教員統計調査 ※4 (出典) 平成30年度公立小・中学校等における 教育課程の編成・実施状況調査	小学校	低学年 (既存の定数措置も合わせ、令和7年度には小学校高学年学級担任の持ちコマ数は、計算上週当たり 21コマ程度 になる見込み。)

期待される効果

- 教材研究の深化、専門性を持つ教師の熟練した指導による授業の質向上
- 小・中学校間の円滑な接続（中1ギャップの解消等）
- 複数の教師による多面的な児童理解
- 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等による **教師の負担軽減** など

定数措置を講じることに加え、学級担任間の授業交換や小小連携、小中連携との組合せ等による教科担任制が効果的に機能するよう、管理職が各教育委員会と連携しながらマネジメント力を発揮することが重要。

今後の対応・検討

(専科指導の専門性の担保)

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
 - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大
 - ・ 教職資格認定試験における中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除 等

(教科担任制の効果的な運用の促進)

- ・ 教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている好事例を収集し、全国の教育委員会や学校に横展開。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～ 令和5年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,216億円
1兆5,015億円



小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 +104億円 (+4,808人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人)
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）
35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人（一部再掲）

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

3. 令和5年度文部科学省予算について (初等中等教育局関係)

1 教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進

■ 義務教育費国庫負担金

1兆5,216億円 (1兆5,015億円)

新しい時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、小学校において35人学級を計画的に整備するとともに、高学年の教科担任制を推進

■ 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実

91億円 (84億円)

教師の負担軽減のための教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や学習指導員等の配置を支援

2 GIGA スクール構想の着実な推進と学校DXの加速

■ GIGAスクール運営支援センターの機能強化

10億円 (10億円)【71億円】

都道府県中心の広域連携の枠組みを発展させつつ運営支援センターの機能強化を図り、全ての学校で端末活用を日常化させていくための支援基盤を構築

■ GIGAスクールにおける学びの充実

3億円 (4億円)【9億円】

効果的な端末活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、学校DX戦略アドバイザーによる重点支援等を総合的に実施

■ 次世代の校務デジタル化推進実証事業

0.8億円 (新規)【11億円】

次世代の校務デジタル化の推進に向けた実証研究等を実施

■ 学習者用デジタル教科書普及促進事業

18億円(23億円)

小中学校等におけるデジタル教科書の普及促進に向けた実証研究等を実施
[英語は引き続き全校対象、算数・数学(小5以上)は2割から5割に対象を拡充]

■ 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

1億円 (1億円)

最先端の技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証等を実施

3 感染症対策の充実と学校健康教育の推進

■ 学校保健の推進と感染症対策の充実

6億円 (6億円)【242億円】

学校の感染症対策支援や学校健診情報の本人提供（PHR）の推進、子供の心身の健康を担う養護教諭の業務支援の充実等

■ 学校給食・食育総合推進事業

0.9億円(0.8億円)

学校給食における地場産物・有機農産物の使用促進、食に関する健康課題への対策の支援、学校給食の衛生管理の調査・指導の実施

4 新しい時代に求められる資質・能力の育成

■ 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

0.8億円(新規)

ICTも活用し学校外の学びとも連携した指導・支援の在り方に関する実証研究等の実施

■ 教育課程の充実

25億円 (25億円)

学習指導要領のよりよい実施のための取組の推進や理科教育の充実のための支援、小中高を通じた英語教育強化等の取組を実施

■ 新時代に対応した高等学校改革推進事業、マイスター・ハイスクール

5億円(5億円)

探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等の実現のための普通科改革支援、専門高校と企業などの連携・協働による職業教育の充実

■ 道徳教育の充実

42億円 (42億円)

「道徳教育アーカイブ」の充実、学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援、道徳科の教科書の無償給与

5 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

■ 幼保小の架け橋プログラムの実施と幼児教育推進体制の活用支援の強化

8億円（7億円）

こども家庭庁と連携しつつ、こどもの健やかな成長を「学び」の側面から支えるため、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、全ての子どもに対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」を実現

■ 質を支える教育環境の整備

15億円（17億円）【35億円】

私立幼稚園施設整備、幼稚園の感染症対策やICT環境整備、遊具等整備の支援を実施

6 教育相談体制等の充実によるいじめ、不登校対策等の推進

■ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

85億円（80億円）

・こども家庭庁と連携しつつ、児童生徒の様々な課題に対応するため、電話・SNSも活用したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実（いじめ、不登校、虐待等の対策のための重点配置の拡充）

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる不登校児童生徒等へのオンラインを活用した広域的な支援体制整備等

■ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実

1億円（新規）

不登校児童生徒を支援するための不登校特例校の設置準備に関する支援や不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託の実施

■ 夜間中学校の設置促進・充実

0.8億円（0.8億円）

夜間中学の設置促進や教育活動の充実

7 生涯を通じた障害者の学びの推進

■ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

41億円（35億円）

障害のある児童生徒に対するICTを活用した指導の充実、医療的ケア看護職員の配置の充実

8 学びのセーフティネットの構築

■ 高等学校等就学支援金等

4,129億円（4,142億円）

高等学校等就学支援金における家計急変世帯への支援の仕組みを創設

■ 高校生等奨学給付金

148億円（151億円）

高校生等奨学給付金における非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額